

農地中間管理事業の活用について

農地中間管理事業は、集落等の話し合いにより作成された人・農地プランに、記載された農地流動化の意向等を基に、農地を貸したい農家から農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手農家等へ貸し付ける事業です。

この事業を活用し農地貸借を行うことにより、一定の要件を満たせば農地の出し手や地域に「機構集積協力金」が交付されます。

担い手への農地集積・集約化により、地域農業の維持・発展を図るため、農地中間管理事業の活用を是非集落でご検討ください。

1 機構集積協力金の概要 ※詳細は別紙(P5～P7)をご覧ください。

(1) 地域集積協力金

同一年度内でアとイの重複交付が可能です。

ア 集積タイプ

担い手への農地集積に取り組む地域を支援

【交付単価】

区 分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	10,000 円/10 a
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	16,000 円/10 a
区分3	70%超	30%超 50%以下	22,000 円/10 a
区分4		50%超	28,000 円/10 a

$$\text{■機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{地域の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

イ 集約化タイプ

担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域を支援

【交付単価】

区 分	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超 70%以下	5,000 円/10 a
区分2	70%超	10,000 円/10 a

$$\text{■機構の活用率} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

(2) 経営転換協力金

経営転換又はリタイアする農業者等が機構に農地を貸し付ける場合に交付される補助金

【交付単価】

年 度	交付単価	上限額
R1～3年度	15,000 円/10a	500,000 円/1 戸
R4・5年度	10,000 円/10a	250,000 円/1 戸

※経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・令和5年度をもって廃止。

※ R4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

2 農地中間管理機構を通じた農地の貸借手続

(1) 出し手（農地所有者）が行うこと

① 農家組合長等に相談し、集落等の話合いで受け手及び貸付農地等を決定

- ・集落等の話合いで「どの農地」を「どういった条件」で「誰に」貸すのかなど、相談・協議し決定

② 貸付希望農用地等の登録申請

- ・農地中間管理事業業務受託団体※に「貸付希望農用地等の農地中間管理機構への登録申請書」を提出

※農地中間管理事業業務受託団体

- ・浦川原・大島・牧区の地域 … 各農業振興公社
- ・上記以外の地域 … J A各営農センター
(一部：関川水系土地改良区)

③ 農用地利用集積計画(案)の提出

- ・業務受託団体が作成した農用地利用集積計画を確認・押印後、業務受託団体へ返送

(農業委員会への農用地利用集積計画提出は、業務受託団体が行います。)

(2) 受け手（担い手）が行うこと

① 借受け希望者の募集に応募

- ・農地中間管理機構から農用地等を借り受けるためには、機構が行う募集に応募し、公表されていることが必要です。

募集期間：通年

② 借受け条件等の決定

- ・「どの農地」を「どういった条件」で借りるのか、出し手と相談・協議し決定

③ 農用地利用配分計画(案)の提出

- ・市が作成した利用配分計画を確認・押印後、市へ提出

(3) スケジュール

- ・令和3年度中に“経営転換協力金”の交付を受けるためには、12月末までに機構から受け手に農地が転貸されることが要件となっています。
- ・そのため、**出し手が機構へ農地を貸し付ける書類**（農用地利用集積計画）を、**7月20日までに業務受託団体へ提出**くださるようお願いいたします。
- ・経営転換協力金の活用を考えている方は**早めに業務受託団体へ相談**してください。

【注意】

7月21日以降に提出された農用地利用集積計画は、令和4年度の経営転換協力金の対象になります。

令和4年度以降の経営転換協力金の交付単価は減額され、令和6年度に廃止される予定です。令和4年産以降の作付けに向け、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う場合は、ご注意ください。

3 その他

(1) 国における要綱の改正

主な改正点

- ・新型コロナウイルスの影響により人・農地プランの実質化の取組が遅れていることから、令和3年度は人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地域も対象とする。
- ・担い手が不足する地域であって、新規就農者を受け入れ、目標年度までに交付対象面積に占める集積面積の割合が10%以上の要件達成に取り組む場合は「5%以上」に緩和する。
※この場合、以後3年度以内に「担い手への新規集積10%以上」を達成するための具体的な計画を作成する。
- ・同一年度内に「集積タイプ」と「集約化タイプ」を重複して交付を受けることを可能とする。

(2) 賃貸借料（小作料）について

- ・賃貸借料は、口座振替により、農地中間管理機構が受け手から受領し、出し手に支払います。
- ・その際、受け手と出し手の双方から、0.5%+消費税を手数料として徴収します。

(例) 賃貸借料が 10,000 円の場合

手数料の額 55 円 (10,000 円×0.5%+消費税=55 円)

- ・受け手の口座からの引き落とし額 10,055 円 (10,000 円+55 円)
- ・出し手の口座への振込額 9,945 円 (10,000 円-55 円)

(3) 実質化された人・農地プランの見直しについて

- ・集落等の話し合いにより、5年から10年後の地域の中心経営体(担い手)への農地集約化に関する方針を定めた人・農地プランについて実践に取り組むとともに、引き続き集落の現状にあわせて随時見直しをお願いします。プラン変更についての照会文書を6月と12月に発送する予定です。

(4) 地域集積協力金の要望額調査について

- ・令和3年度及び令和4年度における「地域集積協力金」の要望調査を行います。
- ・「地域集積協力金」を活用する意向がある集落は、6月に発送する「地域集積協力金要望額報告書」を作成の上、市へ提出くださるようお願いいたします。

【注意】

- ・要望額報告書を提出いただいた集落は、令和4年2月末時点で、機構の活用率が20%超(一般地域)、4%超(中山間地域)の場合、協力金が交付される見込みです。

(5) 借受希望者募集の周知について

- ・農地中間管理機構から農用地等を借り受けるためには、農地の受け手が機構の行う募集に応募し、その氏名等が公表されている必要があります。
- ・まだ応募されていない「認定農業者」と「プランに記載された地域の中心経営体」には、市から直接案内を送付しますが、その方以外に、集落内で機構から農地の借り受けを希望する方がいる場合は、市へ連絡し機構に応募するよう促してください。
- ・なお、応募することにより「必ず農用地等を借受けなければならない」ものではありません。

■ 募集期間：通年で募集します。

機構集積協力金について

1 地域集積協力金

(1) 補助金の内容

担い手への農地集積や集約化等を目的に、集落（地域）内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた集落（地域）に対し、交付される補助金です。

(2) 交付対象地域

以下のすべての要件を満たす「集落（地域）」

- ① 全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれ区域の外縁が明確であること。
- ② 以下のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの。
 - (イ) (ア)によりがたい場合には、10ha以上のまとまりのある農地で、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの。
- ③ 構成戸数が複数戸であること。
- ④ 農地面積が農地基本台帳により明確であること。
- ⑤ ①の人・農地プランは実質化されていること。

(3) 交付要件及び交付単価

【集積タイプ】

次の2つの要件を満たすこと。

- ①前年度の3月から翌年の2月末日時点で集落（地域）内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
- ②交付対象面積の1割以上が、新たに担い手に集積されること。
ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者を受け入れ、目標年度までに交付対象面積に占める集積面積の割合が10%以上の要件達成に取り組む場合は「5%以上」に緩和する。

区 分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	10,000 円/10 a
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	16,000 円/10 a
区分3	70%超	30%超 50%以下	22,000 円/10 a
区分4		50%超	28,000 円/10 a

■ 機構の活用率 =
$$\frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{地域の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

【集約化タイプ】

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①地域の農地面積に占める担い手の1ha（中山間地域は0.5ha）以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。
- ②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること。

区分	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超 70%以下	5,000円/10a
区分2	70%超	10,000円/10a

■機構の活用率 = $\frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}}$

《例：①の要件を満たす場合》

$\frac{\text{地域における機構への貸付総面積 } 10\text{ha}}{\text{地域の農地面積 } 20\text{ha}} = 50\%$

(現状)

1ha以上団地面積 1.0ha（全農地面積の5%）

担い手C 0.5ha	農家X 0.5ha	担い手B 0.5ha	担い手C 0.5ha	担い手B 0.5ha
担い手B 0.5ha	農家Y 0.5ha	担い手A 0.5ha	農家Z 0.5ha	農家Z 0.5ha
担い手A 0.5ha	担い手A 0.5ha	担い手C 0.5ha	担い手A 0.5ha	担い手B 0.5ha



(機構活用後)

1ha以上団地面積 5.5ha（全農地面積の27.5%） 22.5ポイントの増加

①の要件をクリア

担い手A 0.5ha	農家X 0.5ha	担い手B 0.5ha	担い手B 0.5ha	担い手B 0.5ha
担い手A 0.5ha	農家Y 0.5ha	担い手B 0.5ha	農家Z 0.5ha	農家Z 0.5ha
担い手A 0.5ha	担い手A 0.5ha	担い手C 0.5ha	担い手C 0.5ha	担い手C 0.5ha

転貸面積 3.0ha

$5,000\text{円}/10\text{a} \times 300\text{a} = 150,000\text{円}$

(5) 協力金の使途

集落（地域）と個別に協議を行い、さらに必要に応じ県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、市が使途を決定します。

※ 交付申請の意向のある集落（地域）は、地域農業の発展のためにどのように協力金を使うか、あらかじめ使途を検討しておいてください。

2 経営転換協力金

(1) 補助金の内容

機構に自作地^{*}を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、交付される補助金です。

※自作地…機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理（農作業の委託や特定農作業委託を含む）を行っていた農地

(2) 交付対象者（農地所有者）

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
（例）水稲と畑作で経営していたが、水稲をやめ畑作のみの経営とする農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地（自作地）の相続人で農業経営を行わない者

(3) 交付要件

- ① 農業部門の減少による経営転換する農業者の場合

機構に対し、減少する農業部門の全ての自作地を10年以上貸し付け、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられること。ただし、以下の自作地を除きます。

- ・ 農業振興地域外の自作地
- ・ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除く）の自作地

- ② リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付ける、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられること。ただし、以下の自作地を除きます。

- ・ 農業振興地域外の自作地
- ・ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除く）の自作地

(4) 交付単価

年 度	交付単価	上限額
R1～3年度	15,000 円/10a	500,000 円/1 戸
R4・5年度	10,000 円/10a	250,000 円/1 戸